

議案第160号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の4の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における対象寄附金の特例)

第6条の5 当分の間、第35条の7の規定の適用については、同条第1項第3号ア中「又は団体に対するもの」とあるのは、「若しくは団体に対するもの又は公益財団法人兵庫県健康財団に対するもの(当該財団が設けるひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対するものに限る。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第6条の5の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の附則第6条の5の規定は、令和2年4月27日以後に支出する寄附金(同条の規定により読み替えて適用する第35条の7第1項第3号アに規定するものに限る。)について適用する。

議案第160号

宝塚市市税条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表

現行	改正案
附 則	附 則 <u>(寄附金税額控除における対象寄附金の特例)</u> <u>第6条の5 当分の間、第35条の7の規定の適用については、同条第1項第3号ア中「又は団体に対するもの」とあるのは、「若しくは団体に対するもの又は公益財団法人兵庫県健康財団に対するもの(当該財団が設けるひょうご新型コロナウイルス対策支援基金に対するものに限る。)」とする。</u>

議案第161号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）11月16日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例
宝塚市立子ども発達支援センター条例（平成24年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「子ども発達支援センター」という。）」を削る。

第2条中「子ども発達支援センター」を「宝塚市立子ども発達支援センター」に改める。

第3条第1項中「子ども発達支援センター」を「宝塚市立子ども発達支援センター」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所

第3条第1項第3号を削り、同条第2項の表を次のように改める。

施設の種類	名称	定員
福祉型児童発達支援センター	子ども発達支援センター	50人
診療所	子ども発達支援センター診療所	—

第4条第1項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援（以下「居宅訪問型児童発達支援」という。）を行う事業

第4条第2項を次のように改める。

2 子ども発達支援センター診療所は、児童（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）の発達に係る診療事業を行う。

第4条第3項を削る。

第5条第1項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に、「知的障^{がい}碍のある

者」を「児童」に改め、同条第7項から第15項までを削り、同条第6項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に、「前条第1項第6号」を「前条第1項第7号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「やまびこ学園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 子ども発達支援センターにおいて居宅訪問型児童発達支援を受けることができる者は、前項各号のいずれかに該当する者とする。

第6条第1項中「やまびこ学園、すみれ園又はあそびっこ広場」を「子ども発達支援センター」に改める。

第8条第1項中「やまびこ学園若しくはあそびっこ広場」を「子ども発達支援センター」に改め、「又はすみれ園において医療型児童発達支援（医療に係るものを除く。）を受けた者」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「すみれ園」を「子ども発達支援センター」に、「第1項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「やまびこ学園又はすみれ園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「やまびこ学園又はすみれ園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「やまびこ学園又はすみれ園」を「子ども発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「すみれ園」を「子ども発達支援センター診療所」に改め、「（医療型児童発達支援に係るものを除く。）」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第7項」を「第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宝塚市立子ども発達支援センター条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定によりやまびこ学園の利用の許可を受けている者は、改正後の第6条第1項の規定により子ども発達支援センターの利用の許可を受けた者と

みなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定によりすみれ園の利用の許可を受けている者は、改正後の第6条第1項の規定により子ども発達支援センターの利用の許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定によりあそびっこ広場の利用の許可を受けている者は、改正後の第6条第1項の規定により子ども発達支援センターの利用の許可を受けた者とみなす。
- 5 改正後の第8条第1項から第5項までの規定は、施行日以後の子ども発達支援センターの利用に係る使用料について適用し、施行日前のすみれ園の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 施行日から令和4年3月31日までの間に限り、附則第3項の規定により子ども発達支援センターの利用の許可を受けた者とみなされる者が子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けた場合における使用料は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、改正前の第8条第2項の規定により算定した額を勘案して別に市長が定める。
- 7 施行日から令和4年3月31日までの間に限り、附則第3項の規定により子ども発達支援センターの利用の許可を受けた者とみなされる者（他の法令による給付を受けている者を除く。）が子ども発達支援センター診療所において診療を受けた場合における使用料は、その者が改正前の第5条第1項第1号に規定する通所受給者証の交付を引き続き受けているものとみなして、改正後の第8条第6項の規定を適用する。

議案第161号

宝塚市立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立子ども発達支援センター条例(平成24年条例第48号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに治療に係る支援を提供するため、宝塚市立子ども発達支援センター(以下「<u>子ども発達支援センター</u>」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>子ども発達支援センター</u>の位置は、宝塚市安倉中3丁目2番2号とする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>子ども発達支援センター</u>に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練(次項において「基本的な動作の指導等」という。)を行う施設</u></p> <p>2 前項各号に掲げる施設の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>やまびこ学園</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 <u>すみれ園</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)を行う事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項に規定する障害児(以下「障害児」という。)に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練並びに治療に係る支援を提供するため、宝塚市立子ども発達支援センター_____を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>宝塚市立子ども発達支援センター</u>の位置は、宝塚市安倉中3丁目2番2号とする。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>宝塚市立子ども発達支援センター</u>に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所</u></p> <p>2 前項各号に掲げる施設の名称及び定員は、次のとおりとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 <u>子ども発達支援センター</u>は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)を行う事業</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 <u>子ども発達支援センター診療所</u>は、児童(満18歳に満たない者をいう。以下同じ。)の発達に係る診療事業を行う。</p>

(2) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援(以下「居宅訪問型児童発達支援」という。)を行う事業

(3) 保育所等訪問支援を行う事業

(4) 障害児相談支援を行う事業

(5) 計画相談支援を行う事業

(6) 基本相談支援を行う事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める支援を行う事業

3 あそびっこ広場は、次に掲げる事業を行う。

(1) 福祉型児童発達支援を行う事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める支援を行う事業

(利用の資格)

第5条 やまびこ学園において福祉型児童発達支援を受けることができる者は、小学校就学前の知的障害のある者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

2 やまびこ学園において保育所等訪問支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。

3 やまびこ学園において障害児相談支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。

4 やまびこ学園において計画相談支援を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) (略)

5 やまびこ学園において基本相談支援を受けることができる者は、障害児、当該障害児の保護者又は当該障害児の介護を行う者とする。

6 やまびこ学園において前条第1項第6号の市長が必要があると認める支援を受けることができる者は、当該支援が必要であると市長が認める者とする。

7 すみれ園において医療型児童発達支援を受けることができる者は、保護者又は付添人と共に通園が可能であり、かつ、小学校就学前の上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある者で第1項各号のいずれかに該当するものとする。

(利用の資格)

第5条 子ども発達支援センターにおいて福祉型児童発達支援を受けることができる者は、小学校就学前の児童で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) (略)

2 子ども発達支援センターにおいて居宅訪問型児童発達支援を受けることができる者は、前項各号のいずれかに該当する者とする。

3 子ども発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。

4 子ども発達支援センターにおいて障害児相談支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。

5 子ども発達支援センターにおいて計画相談支援を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)・(2) (略)

6 子ども発達支援センターにおいて基本相談支援を受けることができる者は、障害児、当該障害児の保護者又は当該障害児の介護を行う者とする。

7 子ども発達支援センターにおいて前条第1項第7号の市長が必要があると認める支援を受けることができる者は、当該支援が必要であると市長が認める者とする。

る。

- 8 すみれ園において居宅訪問型児童発達支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。
- 9 すみれ園において保育所等訪問支援を受けることができる者は、第1項各号のいずれかに該当する者とする。
- 10 すみれ園において障害児相談支援を受けることができる者は、第1項第1号に規定する者とする。
- 11 すみれ園において計画相談支援を受けることができる者は、第4項各号のいずれかに該当する者とする。
- 12 すみれ園において基本相談支援を受けることができる者は、障害児、当該障害児の保護者又は当該障害児の介護を行う者とする。
- 13 すみれ園において前条第2項第7号の市長が必要があると認める支援を受けることができる者は、当該支援が必要であると市長が認める者とする。
- 14 あそびっこ広場において福祉型児童発達支援を受けることができる者は、小学校就学前の者で第1項各号のいずれかに該当するものとする。
- 15 あそびっこ広場において前条第3項第2号の市長が必要があると認める支援を受けることができる者は、当該支援が必要であると市長が認める者とする。

(利用の許可)

第6条 やまびこ学園、すみれ園又はあそびっこ広場を利用しようとする者(児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者を除く。)は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用料及び手数料)

第8条 やまびこ学園若しくはあそびっこ広場において福祉型児童発達支援を受けた者又はすみれ園において医療型児童発達支援(医療に係るものを除く。)を受けた者は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 すみれ園において医療型児童発達支援(医療に係るものに限る。第6項において同じ。)

(利用の許可)

第6条 子ども発達支援センター

_____を利用しようとする者(児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた者を除く。)は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 (略)

(使用料及び手数料)

第8条 子ども発達支援センター

_____において福祉型児童発達支援を受けた者_____

_____は、次に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

(1)・(2) (略)

を受けた者は、児童福祉法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額の使用料を市に納付しなければならない。

3 すみれ園 において居宅訪問型児童発達支援を受けた者は、第1項各号に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

4 やまびこ学園又はすみれ園において保育所等訪問支援を受けた者は、第1項各号に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

5 やまびこ学園又はすみれ園において障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。

6 やまびこ学園又はすみれ園において計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。

7 すみれ園 において診療(医療型児童発達支援に係るものを除く。)を受けた者は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額の使用料を市に納付しなければならない。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が定める額の使用料を市に納付しなければならない。

8 (略)

9 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項から第7項までの使用料又は前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 子ども発達支援センターにおいて居宅訪問型児童発達支援を受けた者は、前項各号に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

3 子ども発達支援センター において保育所等訪問支援を受けた者は、第1項各号に掲げる額の合計額の使用料を市に納付しなければならない。

4 子ども発達支援センター において障害児相談支援を受けた者は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。

5 子ども発達支援センター において計画相談支援を受けた者は、障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料を市に納付しなければならない。

6 子ども発達支援センター診療所において診療を受けた者は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額の使用料を市に納付しなければならない。ただし、これにより算定し難いものについては、市長が定める額の使用料を市に納付しなければならない。

7 (略)

8 市長は、特別の事情があると認めるときは、第1項から第6項までの使用料又は前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

【別記】

(現行)

施設の種類	名称	定員
福祉型児童発達支援センター	やまびこ学園	30人
医療型児童発達支援センター	すみれ園	40人
基本的な動作の指導等を行う施設	あそびっこ広場	10人

(改正案)

施設の種類	名称	定員
福祉型児童発達支援センター	子ども発達支援センター	50人
診療所	子ども発達支援センター 診療所	—

議案第162号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第30号を第31号とし、第15号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 乳腺外科

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第162号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(14) (略) (15)～(30) (略) 3 (略)</p>	<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 診療科目は、次のとおりとする。 (1)～(14) (略) (15) <u>乳腺外科</u> (16)～(31) (略) 3 (略)</p>

議案第163号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番
--------------	--------------

」

を

「

宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番
山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第163号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番
山本南第6公園	宝塚市山本南1丁目110番12

議案第164号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川 智子

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「第54条第13号」を「第54条第14号」に改める。

第15条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等(」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。)をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第14号を同項第18号とし、同項第13号を同項第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第15条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第15条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有す

るものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第15条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第21条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第54条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第15条の2に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第164号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第22条並びに第54条第13号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第15条第1項(第9号を除く。)並びに第16条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第12条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第22条並びに第54条第14号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号、第15条第1項(第9号を除く。)並びに第16条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。</p>
<p>2~5 (略)</p>	<p>2~5 (略)</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)</u>をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1)~(3) (略)</p>	<p>(1) <u>急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき、この限りでない。</u></p>
<p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気を動力源とする自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p>	<p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と<u>電気自動車等</u>との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p>

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7)～(11) (略)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(12) (略)

(13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア (略)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止さ

(13)・(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第21条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13)～(16) (略)

(17) 水素ガスを充てんする気球

せること。

(17)・(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第21条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

ア～エ (略)

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後、減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第54条 火を使用する設備又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) (略)

(13) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のものを除く。)

(14)～(17) (略)

(18) 水素ガスを充填する気球

議案第165号

財産（宝塚市GIGA用タブレット機器）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）11月16日提出

宝塚市長 中川智子

- | | | | |
|---|-----------|---|------|
| 1 | 財産の種類及び数量 | GIGA用タブレット機器 | 540台 |
| | | その他附属品 | 一式 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市立小学校、中学校及び養護学校 | |
| 3 | 取得の目的 | GIGAスクール構想の実現のための教職員用 | |
| 4 | 取得の金額 | ¥34,320,000.- | |
| 5 | 取得の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号
ニッセイ新大阪ビル20階
Sky株式会社
代表取締役 大浦淳司 | |

議案第165号

財産（宝塚市GIGA用タブレット機器）の取得について

1. 契約の方法 一般競争入札
2. 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入札参加業者名	入札価格(円)	
Sky(株)	31,200,000	落札
日本電通(株)	33,000,000	

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

3. 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥3,120,000.-

議案第166号

財産（高機能消防指令システム）の取得について

次のとおり財産を取得しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）11月16日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財産の種類及び数量 | 高機能消防指令システム一式 |
| 2 | 財産の配置場所 | 宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター外 |
| 3 | 取得の目的 | 高機能消防指令システムの更新 |
| 4 | 取得の金額 | ¥1,318,900,000.- |
| 5 | 取得の相手方 | 神戸市中央区東町126番地
日本電気株式会社 神戸支社
支社長 中 田 洋 介 |

議案第166号

財産（高機能消防指令システム）の取得について

- 1 契約の方法 特名随意契約
- 2 公募型プロポーザルによる業者選定結果

結果	業者名
優先交渉権者	日本電気株式会社 神戸支社
次点交渉権者	富士通株式会社 神戸支社

（公募型プロポーザルには2社が参加した。）

- 3 契約金額 ￥1,318,900,000.-
- 4 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥119,900,000.-

議案第167号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川 智子

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
4536	4536号線	起 点	山本南1丁目110番22		m 116.25	m 最大 6.50
		終 点	山本南1丁目75番2			最小 6.00

議案第168号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4537	4537号線	起点	山本南1丁目42番5		m	m
		終点	山本南1丁目36番25		30.20	最大 6.00 最小 6.00

議案第169号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4538	4538号線	起点	光明町281番22		m	m
		終点	光明町281番16		55.20	最大 6.00 最小 5.30

議案第170号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年（2020年）11月16日提出

宝塚市長 中 川 智 子

整理 番号	路線名	認 定 区 間		重要な 経過地	備 考	
					路線 延長	路線 幅員
4408	4408号線	変更前	起点	山本南1丁目50番12	45.30	m
			終点	山本南1丁目52番18		最大 6.00
		変更後	起点	山本南1丁目50番12	325.85	m
			終点	山本南1丁目110番8		最大 9.00
					最小 6.00	

議案第171号

市道路線の認定変更について

次のとおり市道路線を認定変更しようとするので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年(2020年)11月16日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4346	4346号線	変更前	起点	中筋山手4丁目177番	m 109.40	m 最大 6.00 最小 5.00
			終点	中筋山手4丁目171番 13		
		変更後	起点	中筋山手4丁目177番	m 269.20	m 最大12.00 最小 5.00
			終点	中筋山手4丁目172番 21		

議案第167号から議案第171号まで

市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

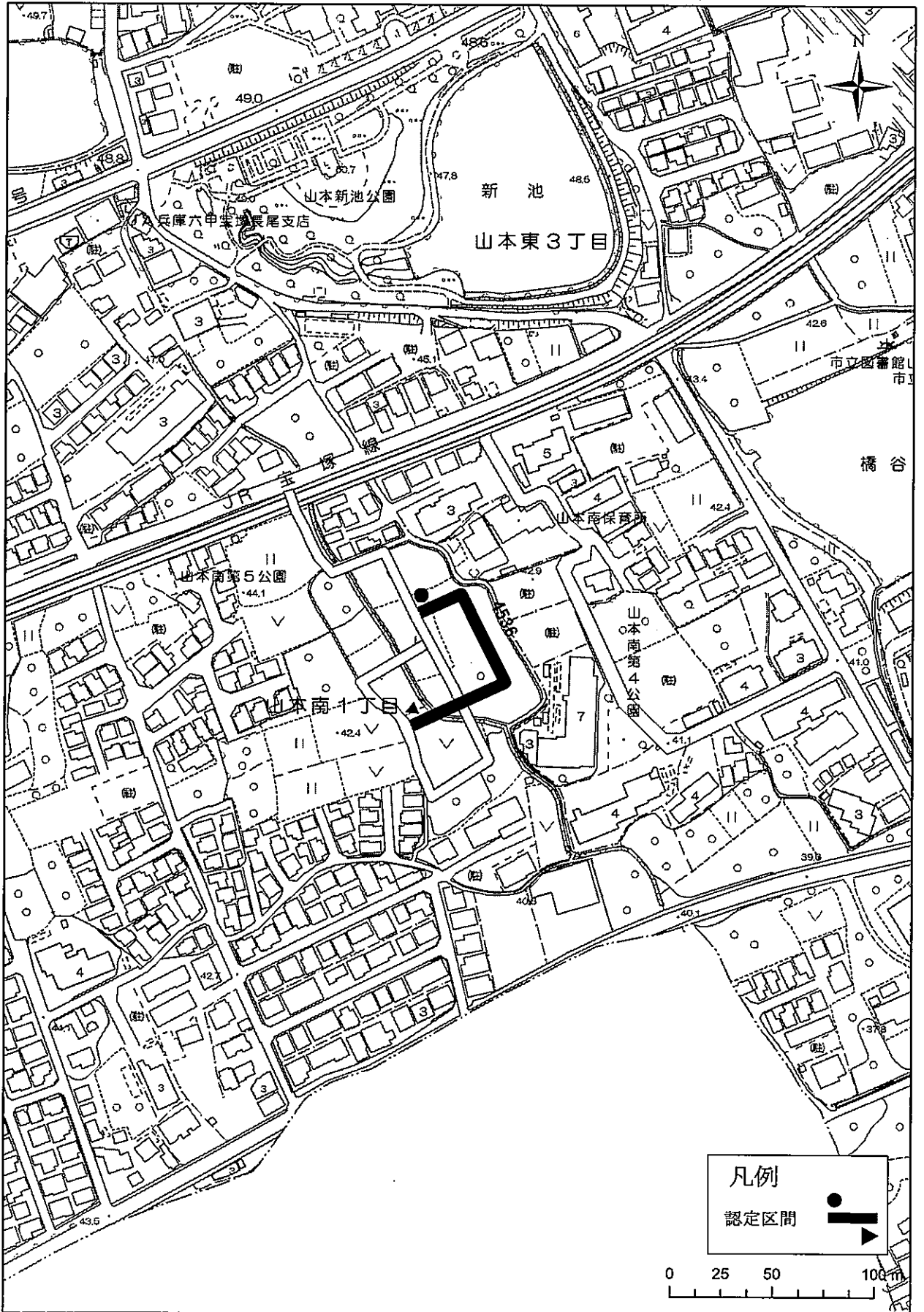
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

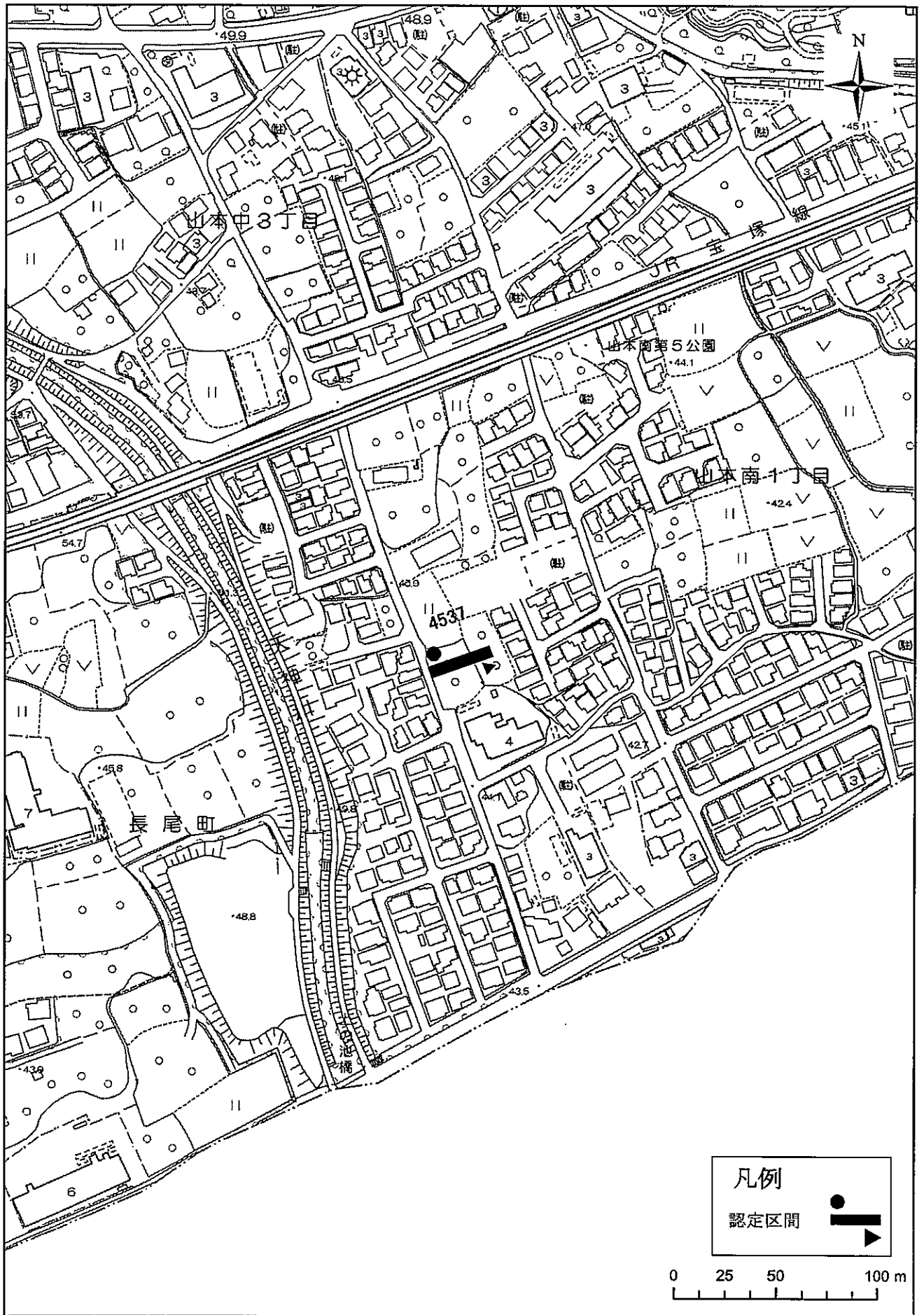
2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

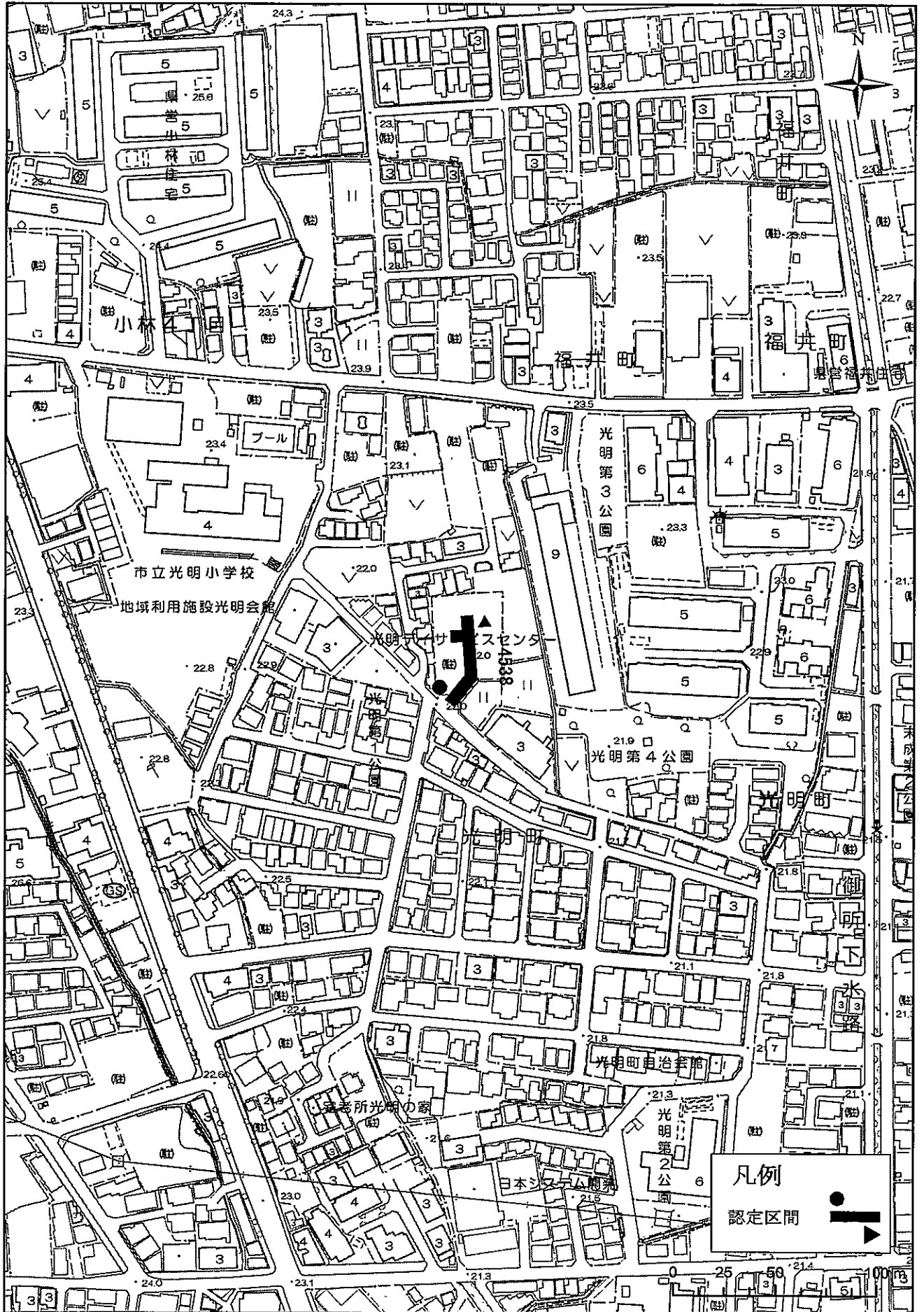
議案第167号
市道路線の認定について
認定路線図



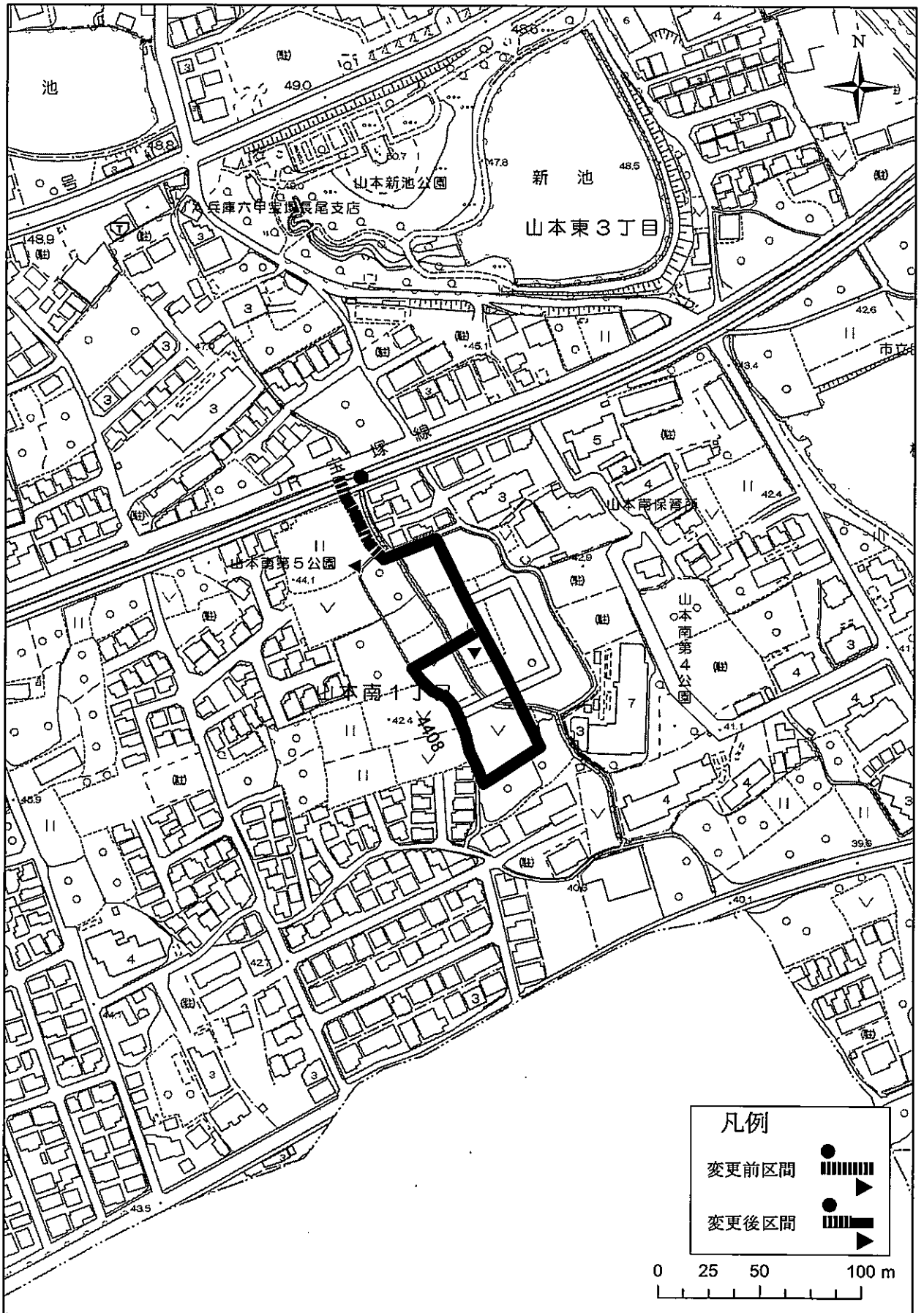
議案第168号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第169号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第170号
市道路線の認定変更について
認定路線図



議案第171号
市道路線の認定変更について
認定路線図

